

○環境省令第 号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）及び脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十二号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第一項、第九条の九第二項、第十二条の三第一項及び第十五条の四の三並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第五条の九（第七条の七において準用する場合を含む。）の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

環境大臣 石原 宏高

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる

規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）</p> <p>第二条 法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一〜九 （略）</p> <p>十 引越荷物を運送する業務を行う者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十二号）第三条の規定による許可を受けた者、同法第三十六条第一項の規定による届出をした者又は同法第三十七条の二第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者のうち道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）による運送を行うものに限る。以下「引越荷物運送業者」という。）であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、転居する者が転居の際に排出す</p>	<p>（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）</p> <p>第二条 法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一〜九 （略）</p> <p>十 引越荷物を運送する業務を行う者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十二号）第三条の規定による許可を受けた者、同法第三十六条第一項の規定による届出をした者又は同法第三十七条第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者のうち道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）による運送を行うものに限る。以下「引越荷物運送業者」という。）であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、転居する者が転居の際に排出する一</p>

る一般廃棄物（日常生活に伴って生じたものに限る。以下「転居廃棄物」という。）のみの収集又は運搬を営利を目的とせず業として行う場合に限る。）

イ〜ハ（略）

十一〜十四（略）

（広域的処理の認定の申請に係る書類）

第六条の十八 法第九条の九第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一 次に掲げる事項を記載した事業計画

イ・ロ（略）

ハ 当該申請に係る処理を委託して行い、又は行おうとする場合にあっては、当該処理の受託者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所又はその名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第一条第十六項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））

ニ〜ワ（略）

二〜九（略）

（一般廃棄物の広域的処理の認定証）

第六条の二十二 令第五条の九に規定する認定証は、次に掲げる事

般廃棄物（日常生活に伴って生じたものに限る。以下「転居廃棄物」という。）のみの収集又は運搬を営利を目的とせず業として行う場合に限る。）

イ〜ハ（略）

十一〜十四（略）

（広域的処理の認定の申請に係る書類）

第六条の十八 法第九条の九第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一 次に掲げる事項を記載した事業計画

イ・ロ（略）

ハ 当該申請に係る処理を委託して行い、又は行おうとする場合にあっては、当該処理の受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ニ〜ワ（略）

二〜九（略）

（一般廃棄物の広域的処理の認定証）

第六条の二十二令第五条の九に規定する認定証は、次に掲げる事項

項を記載して交付するものとする。

一 認定を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該認定に係る処理を委託して行う場合にあつては、当該処理の受託者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、住所及び代表者の氏名又はその名称及び法人番号）

三～五 （略）

六 認定を受けた者（当該認定を受けた者の委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。）の事業の内容

（産業廃棄物管理票の交付を要しない場合）

第八条の十九 法第十二条の三第一項（法第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一～十二 （略）

十三 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第五十四条第一項の認定を受けた者（その委託を受けて当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬又は処分を業として行う者（同条第二項第七号に規定する者である者に限る。）を含む。）に当該認定に係る産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合

を記載して交付するものとする。

一 認定を受けた者（~~当該認定を受けた者の委託を受けて当該認定に係る処理を行う者を含む。第五号において同じ。~~）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
（新規）

二～四 （略）

五 認定を受けた者の事業の内容

（産業廃棄物管理票の交付を要しない場合）

第八条の十九 法第十二条の三第一項（法第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

一～十二 （略）

（新規）

## 附 則

この省令は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の改正規定 公布の日
- 二 第八条の十九の改正規定 令和八年四月一日